

平成28年伯耆町
第2回定例会

条例等議案説明資料概要



平成28年3月

伯耆町 総務課

議案等説明資料

提出課： 住民課

<p>議案番号 7</p>	<p>伯耆町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について</p>
<p>(提案理由及び概要)</p> <p>1. 理由 地域再生法の一部が改正され東京23区への過度の人口集中を是正する一環として、地方への本社機能の移転を支援する措置が講じられることになり、本町でも固定資産税の不均一課税を定め企業誘致を推進する。</p> <p>2. 概要 (内 容) 地域再生法第5条に基づき、鳥取県及び県内19市町村が作成した県全域を対象とした地域再生計画が、平成27年10月2日に認定されたことから条例の整備を行う。</p> <p>【対象事業】 本社機能を有する特定業務施設(※ア)を新設又は増設した認定事業者(※イ)</p> <p>①移転型 東京23区にある本社機能を移転 ⇒東京一極集中の是正、地方移転の促進</p> <p>②拡充型 地方にある本社機能の拡充 ⇒地方企業の拠点拡充の支援</p> <p>※ア 特定業務施設…・事務所、研究所、研修所(生産、販売等の部門や営業所は含まない。)形式的本社ではなく、実際に本社機能を有する施設であること。</p> <p>※イ 省令第1条に規定する告示の日(平成27年10月8日)から平成30年3月31日までの間に鳥取県から認定を受けた事業者。</p> <p>【対象資産】 認定を受けた日の翌日以後2年を経過する日の間に、新設又は増設した省令第2条第1号に規定する家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地 ※告示の日以後に取得したものに限る。土地については、取得の日の翌日から起算して1年以内に着手があった場合に限る。 取得価格…新増設した家屋及び機械装置の合計額が3,800万円以上</p> <p>【税率、対象期間】 税率 100分の0.14 (通常100分の1.4) 対象期間 新たに固定資産税を課すこととなった年度以降3年間</p> <p>3.施行期日 公布の日から施行する。</p>	

議案等説明資料

提出課： 総務課

議案番号 8	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	行政不服審査法が全部改正されたことに伴い、関係条例について整備を行うもの。
2. 概要	<p>(1) 伯耆町情報公開条例及び個人情報保護条例の一部改正</p> <p>ア 審査請求の対象に不作為を加える。 イ 審理員制度の適用を除外する。 ウ 情報公開・個人情報保護に関する審査請求については、従前どおり西部町村で共同設置している西部町村情報公開・個人情報保護審査会に諮問する。※平成28年4月1日から鳥取県で共同設置する予定である行政不服審査会には、諮問しない。 エ その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>イとウについて、行政不服審査法では、公正かつ慎重に審議・判断することが制度上担保される場合に義務が免除される。 情報公開・個人情報保護審査会においては、委員の独立性、専門性などからその要件が担保されることから適用を除外するもの。</p> <p>(2) 伯耆町固定資産評価審査委員会条例の一部改正</p> <p>ア 審査申出書に「審査の申出に係る処分の内容」が項目追加 イ 固定資産評価審査委員会が、書面審理を行う場合において、期間を定めて弁明書の提出を求める場合、電子情報処理組織を使用する弁明書の提出が可能になった。</p> <p>(3) 伯耆町分担金徴収条例及び伯耆町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正</p> <p>ア 審査請求することができる期間を30日から3か月に改める。 イ 審理員制度、第3者機関への諮問・答申が加わり、審査請求を処理する期間が大幅に増えるため、その期間の定めを削除する。</p> <p>(4) 伯耆町手数料徴収条例の一部改正</p> <p>審査請求人等が、審理員に対し、提出書類等の写しの交付を求めることができるようになったためその手数料を定めるもの。</p> <p>ア 白黒1枚 10円 イ カラー1枚 20円 ※両面使用の場合は、片面を1枚として計算する。 ※金額は、実費の額</p>
3. 施行期日	平成28年4月1日

提出課： 企画課

議案番号 9	伯耆町ケーブルテレビ施設整備事業推進基金条例の廃止について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	伯耆町におけるケーブルテレビ施設の整備推進に資するために基金を設置し、年次的に取り崩しを行ってきたが、積立額の取り崩しの終了に伴い、条例を廃止するもの。
2. 施行期日	平成28年4月1日

提出課： 総務課

議案番号 10	伯耆町職員定数条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)の一部が平成27年9月4日に改正され、平成28年4月1日から施行される事に伴い、所要の改正を行う。
2. 概要	伯耆町職員定数条例について、農業委員会等に関する法律の条項を引用する規定の整理を行う。
3. 施行期日	平成28年4月1日

議案等説明資料

提出課： 総務課

議案番号 11	伯耆町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令が平成28年1月22日付で公布され、平成28年4月1日から施行される。この改正において、労働者災害補償保険法による年金たる保険給付と同一の事由により厚生年金保険法による年金たる給付が支給される場合に労災年金に乗じる調整率が変更となったため、所要の改正を行うもの。
2. 概要	(1) 傷病補償年金と障害厚生年金等が支給される場合の調整率 改正前0.86 から 改正後0.88 へ引き上げ (2) 休業補償と障害厚生年金等が支給される場合の調整率 改正前0.86 から 改正後0.88 へ引き上げ
3. 経過措置	施行日以後に支給される傷病補償年金及び休業補償については、改正後の調整率を用いることとし、施行日前に支給される傷病補償年金及び休業補償については、なお従前の例による。
4. 施行期日	平成28年4月1日

提出課： 総務課

議案番号 12	伯耆町職員の給与に関する条例の一部改正について																		
(提案理由及び概要)																			
1. 理由	地方公務員法の一部改正、平成27年8月の人事院勧告及び行政不服審査法の全部改正に伴い、本町の給与条例について所要の改正を行うもの。																		
2. 概要	<p>《地方公務員法の一部改正に伴う改正》 第24条「第6項」を「第5項」に改めるもの。 地公法第25条第4項において、職員の職務を給料表の各等級に分類する際の具体的な基準となる等級別職務分類表を給与に関する条例で定めることとされたため、行政職給料表等級別職務分類表を等級別基準職務表に改正するもの。</p> <p>《人事院勧告に伴う改正》 地域手当の支給割合の引き上げ及び単身赴任手当を改定するもの。</p> <p>地域手当支給割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級地 100分の20</td> <td>1級地 100分の18</td> </tr> <tr> <td>2級地 100分の16</td> <td>2級地 100分の15</td> </tr> <tr> <td>3級地 100分の15</td> <td>3級地 100分の12</td> </tr> <tr> <td>4級地 100分の12</td> <td>4級地 100分の10</td> </tr> <tr> <td>5級地 100分の10</td> <td>5級地 100分の6</td> </tr> <tr> <td>6級地 100分の6</td> <td>6級地 100分の3</td> </tr> </tbody> </table> <p>単身赴任手当</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎額 30,000円</td> <td>基礎額 23,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>《行政不服審査法全部改正に伴う改正》 「不服申し立て」を「審査請求」に改めるもの。</p>	改正後	改正前	1級地 100分の20	1級地 100分の18	2級地 100分の16	2級地 100分の15	3級地 100分の15	3級地 100分の12	4級地 100分の12	4級地 100分の10	5級地 100分の10	5級地 100分の6	6級地 100分の6	6級地 100分の3	改正後	改正前	基礎額 30,000円	基礎額 23,000円
改正後	改正前																		
1級地 100分の20	1級地 100分の18																		
2級地 100分の16	2級地 100分の15																		
3級地 100分の15	3級地 100分の12																		
4級地 100分の12	4級地 100分の10																		
5級地 100分の10	5級地 100分の6																		
6級地 100分の6	6級地 100分の3																		
改正後	改正前																		
基礎額 30,000円	基礎額 23,000円																		
3. 施行期日	平成28年4月1日																		

議案等説明資料

提出課: 教育委員会

議案番号 15	伯耆町いじめ問題調査委員会設置条例の制定について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第28条第1項に基づき、いじめ事案の重大事態に対処するため、伯耆町いじめ問題調査委員会の設置に関して必要事項を定めるもの。
2. 概要	<p>(1) 調査委員会の調査および審議事項は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①いじめの事実に関すること ②いじめによる被害を受けた児童等といじめとの関係に関すること ③いじめによる被害を受けた児童等が通う学校及び教育委員会、当該児童生徒の保護者等の対応並びに執るべき措置に関すること ④上記に掲げるもののほか、教育委員会が必要と定めること <p>(2) 調査委員会の組織等は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①委員5人以内をもって組織する。 ②委員は、弁護士、医師、学識経験を有する者、その他教育委員会が適当と認める者のうちから必要の都度、教育委員会が委嘱する。 ③委員長及び副委員長を1人置く。
3. 施行期日	平成28年4月1日

提出課: 総務課

議案番号 16	伯耆町職員の退職管理に関する条例の制定について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	地方公務員法(昭和25年法律第261号)の一部が平成26年5月14日に改正され、職員の退職管理に関する事項が追加され、平成28年4月1日から施行される事に伴い、法の趣旨に基づき条例を制定するもの。
2. 概要	<p>地方公務員法の改正により、元職員による働きかけの規制に関する事項が追加され、職員(一般職)は退職後、再就職した場合、一定期間において、職務について働きかけをすることが禁止された。</p> <p>これに伴い、同法第38条の2第8項(管理職の規制)、第38条の6第2項(再就職情報の届出)、第58条の2第1項(公表関係)に基づき、次の事項を定めるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 退職時に5年以上管理職に就いていた再就職者の、同職に就いていたときの職務に関する現職職員への働きかけ(契約等事務に関する職務上の行為の要求、依頼)の禁止 (2) 上記対象者(管理職)の、退職後2年間における再就職情報の届出 (3) 上記届出に関する任命権者の報告及びその公表に関する事項 <p>※届出内容、公表に関する事項の詳細については規則にて規定する。</p>
3. 施行期日	平成28年4月1日

議案等説明資料

提出課： 総務課

議案番号 17	伯耆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び伯耆町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について																						
(提案理由及び概要)																							
1. 理由	地方公務員法(昭和25年法律第261号)の一部が平成26年5月14日に改正され、平成28年4月1日から施行される事に伴い、所要の改正を行う。																						
2. 概要	<p>《伯耆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例》 地方公務員法の条項を引用する規定の整理を行う。</p> <p>《伯耆町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例》 任命権者が町長に報告しなければならない事項(公表事項)を、次のとおり変更する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 職員の任免及び職員数に関する状況</td> <td>(1) 職員の任免及び職員数に関する状況</td> </tr> <tr> <td>(2) 職員の人事評価の状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況</td> <td>(2) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況</td> </tr> <tr> <td>(4) 職員の休業に関する状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) 職員の分限処分及び懲戒処分の状況</td> <td>(3) 職員の分限処分及び懲戒処分の状況</td> </tr> <tr> <td>(6) 職員のサービスの状況</td> <td>(4) 職員のサービスの状況</td> </tr> <tr> <td>(7) 職員の退職管理の状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(8) 職員の研修の状況</td> <td>(5) 職員の研修及び勤務成績の状況</td> </tr> <tr> <td>(9) 職員の福祉及び利益の保護の状況</td> <td>(6) 職員の福祉及び利益の保護の状況</td> </tr> <tr> <td>(10) その他町長が必要と認める事項</td> <td>(7) その他町長が必要と認める事項</td> </tr> </tbody> </table>	改正後	改正前	(1) 職員の任免及び職員数に関する状況	(1) 職員の任免及び職員数に関する状況	(2) 職員の人事評価の状況		(3) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況	(2) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況	(4) 職員の休業に関する状況		(5) 職員の分限処分及び懲戒処分の状況	(3) 職員の分限処分及び懲戒処分の状況	(6) 職員のサービスの状況	(4) 職員のサービスの状況	(7) 職員の退職管理の状況		(8) 職員の研修の状況	(5) 職員の研修及び勤務成績の状況	(9) 職員の福祉及び利益の保護の状況	(6) 職員の福祉及び利益の保護の状況	(10) その他町長が必要と認める事項	(7) その他町長が必要と認める事項
改正後	改正前																						
(1) 職員の任免及び職員数に関する状況	(1) 職員の任免及び職員数に関する状況																						
(2) 職員の人事評価の状況																							
(3) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況	(2) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況																						
(4) 職員の休業に関する状況																							
(5) 職員の分限処分及び懲戒処分の状況	(3) 職員の分限処分及び懲戒処分の状況																						
(6) 職員のサービスの状況	(4) 職員のサービスの状況																						
(7) 職員の退職管理の状況																							
(8) 職員の研修の状況	(5) 職員の研修及び勤務成績の状況																						
(9) 職員の福祉及び利益の保護の状況	(6) 職員の福祉及び利益の保護の状況																						
(10) その他町長が必要と認める事項	(7) その他町長が必要と認める事項																						
3. 施行期日	平成28年4月1日																						

提出課： 総務課

議案番号 18	伯耆町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について																																						
(提案理由及び概要)																																							
1. 理由	平成27年8月の人事院勧告による国家公務員一般職給与法の改正に伴い、平成27年12月の閣議決定において、国家公務員の特別職の給与についても一般職の取扱いに沿って取り扱うものとされ、国家公務員特別職給与法改正が行われたことから、これに準じて改正するもの。																																						
2. 概要	<p>《人事院勧告の内容》 ○期末手当</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">国</th> </tr> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> <th>引き上げ幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>1.5月</td> <td>1.475月</td> <td>0.025月</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1.65月</td> <td>1.625月</td> <td>0.025月</td> </tr> <tr> <td>年間</td> <td>3.15月</td> <td>3.1月</td> <td>0.05月</td> </tr> </tbody> </table> <p>《伯耆町における対応》 ○期末手当</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">伯耆町 議会の議員</th> </tr> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> <th>引き上げ幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>1.5月</td> <td>1.475月</td> <td>0.025月</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1.65月</td> <td>1.625月</td> <td>0.025月</td> </tr> <tr> <td>年間</td> <td>3.15月</td> <td>3.1月</td> <td>0.05月</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国と引き上げ幅が相違している理由は、改正前の支給割合が違っているため。このたびの改正で、国の支給割合に合わせる。</p>		国			改正後	改正前	引き上げ幅	6月	1.5月	1.475月	0.025月	12月	1.65月	1.625月	0.025月	年間	3.15月	3.1月	0.05月		伯耆町 議会の議員			改正後	改正前	引き上げ幅	6月	1.5月	1.475月	0.025月	12月	1.65月	1.625月	0.025月	年間	3.15月	3.1月	0.05月
	国																																						
	改正後	改正前	引き上げ幅																																				
6月	1.5月	1.475月	0.025月																																				
12月	1.65月	1.625月	0.025月																																				
年間	3.15月	3.1月	0.05月																																				
	伯耆町 議会の議員																																						
	改正後	改正前	引き上げ幅																																				
6月	1.5月	1.475月	0.025月																																				
12月	1.65月	1.625月	0.025月																																				
年間	3.15月	3.1月	0.05月																																				
3. 施行期日	平成28年4月1日																																						

議案等説明資料

提出課： 総務課

議案番号 19	伯耆町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について																					
(提案理由及び概要)																						
1. 理由	平成27年8月の人事院勧告による国家公務員一般職給与法の改正に伴い、平成27年12月の閣議決定において、国家公務員の特別職の給与についても一般職の取扱いに沿って取り扱うものとされ、国家公務員特別職給与法改正が行われたことから、これに準じて改正するもの。																					
2. 概要	≪人事院勧告の内容≫ ○期末手当																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">国</th> </tr> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> <th>引き上げ幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>1.5月</td> <td>1.475月</td> <td>0.025月</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1.65月</td> <td>1.625月</td> <td>0.025月</td> </tr> <tr> <td>年間</td> <td>3.15月</td> <td>3.1月</td> <td>0.05月</td> </tr> </tbody> </table>				国			改正後	改正前	引き上げ幅	6月	1.5月	1.475月	0.025月	12月	1.65月	1.625月	0.025月	年間	3.15月	3.1月	0.05月
	国																					
	改正後	改正前	引き上げ幅																			
6月	1.5月	1.475月	0.025月																			
12月	1.65月	1.625月	0.025月																			
年間	3.15月	3.1月	0.05月																			
	≪伯耆町における対応≫ ○期末手当																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">伯耆町 特別職</th> </tr> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> <th>引き上げ幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>1.5月</td> <td>1.475月</td> <td>0.025月</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1.65月</td> <td>1.575月</td> <td>0.075月</td> </tr> <tr> <td>年間</td> <td>3.15月</td> <td>3.05月</td> <td>0.1月</td> </tr> </tbody> </table>				伯耆町 特別職			改正後	改正前	引き上げ幅	6月	1.5月	1.475月	0.025月	12月	1.65月	1.575月	0.075月	年間	3.15月	3.05月	0.1月
	伯耆町 特別職																					
	改正後	改正前	引き上げ幅																			
6月	1.5月	1.475月	0.025月																			
12月	1.65月	1.575月	0.075月																			
年間	3.15月	3.05月	0.1月																			
	※国と引き上げ幅が相違している理由は、改正前の支給割合が違っているため。このたびの改正で、国の支給割合に合わせる。																					
3. 施行期日	平成28年4月1日																					

議案等説明資料

提出課： 住民課

議案番号 20	伯耆町税条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	平成27年度地方税法の改正で、納税者の負担軽減を図るため「申請による換価の猶予」等の制度が創設され、申請手続等の規定の整備がされた。各地域の実情等に応じて条例で定めるよう猶予制度の一部が条例委任されたことから税条例の一部改正を行う。
2. 概要 (改正内容)	鳥取県及び県内市町村が国税の基準に準拠した内容で税条例の改正を行っており、本町も同様の改正を行う。
	(1) 猶予に係る徴収金の分割納付について
	猶予に係る徴収金の納付は、財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付させる。
	(2) 猶予申請書における記載事項について
	申請書に定める事項は、次のとおりとする。 ①一時に納付することができない理由 ②猶予を受ける金額及び期間 ③分割納付する金額及び期間 ④担保の内容(担保を提供する場合)
	(3) 猶予申請書に添付する書類について
	申請書に添付する書類は、次のとおりとする。 ①事実を証する書類 ②資産及び負債の状況を明らかにする書類 ③収支の状況(実績及び今後の見込み) ④担保に関する書類(担保を提供する場合)
	(4) 担保の徴収基準について
	次の場合は、担保を不徴収する。 ①猶予に係る金額が100万円以下 ②猶予期間が3月以内 ③特別な事情である場合
	(5) 猶予申請書の訂正期限について
	申請書に不備等があった場合の訂正期限を、通知を受けた日から20日以内とする
	(6) 申請による換価の猶予における申請期限について
	換価の猶予の申請期限を、納期限から6月以内とする。
3. 施行期日	平成28年4月1日

議案等説明資料

提出課：地域整備課

議案番号 21	伯耆町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について					
(提案理由及び概要)						
1. 理由	簡易水道事業及び小規模水道事業を上水道事業へ統合することに伴い、改正を行う。 また、関係条例についても併せて改正を行う。					
2. 概要	簡易水道事業及び小規模水道事業は廃止し、上水道事業の給水区域、給水人口及び1日最大給水量を変更する。 また事業統合に伴い、水道料金及び水道加入金を統一する。 その他事業統合に伴う関係条例について所要の改正を行う。					
○伯耆町水道事業の設置等に関する条例						
①簡易水道及び小規模水道の区分を上水道に統一し、給水区域、給水人口及び1日最大給水量を変更 (改正後別表)						
	区分	施設の名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量	
	上水道	伯耆町水道	伯耆町の区域のうち水道法(昭和32年法律第177号)第10条第1項の認可を受けた区域	人 10,666	m ³ 5,040	
○伯耆町水道事業給水条例						
①水道料金を上水道に統一 (別表第1中、簡易水道(柵水地区を除く)、柵水地区簡易水道、小規模水道の部を削る。)						
●簡易水道(柵水地区を除く)、小規模水道 料金改正なし(従前から上水道地区料金と同じ。)						
●柵水地区簡易水道 料金改正あり						
改正前			改正後			
口径 13mm 以上同一料金 基本料金 (2ヶ月につき) 40 m ³ まで 5,400 円 超過料金 1 m ³ あたり 205 円			上水道地区に統一 (一般用、業務用の用途口径区分による)			
平成28年4月1日以前から継続して水道を使用の場合は、平成28年5月請求分は改正前料金						
(参考)統一後上水道地区水道料金						
用途	料金					
	基本料金 (2箇月につき)				超過料金 (2箇月につき)	
	水量	口径	開栓時	停止時	超過水量	1m ³ 当たり
一般用	16m ³ まで	m/m	円	円	1m ³ 以上	円
			1,728	1,296		108
業務用	16m ³ まで	13	1,836	1,296	1m ³ 以上	108
		20	2,008	1,468		
		25	2,030	1,490		
		30	2,181	1,641		
		40	2,268	1,728		
		50	3,952	3,412		
		75	4,514	3,974		
		100	5,335	4,795		

議案等説明資料

②水道加入金を伯耆町水道に統一

●別表第2中、簡易水道(柵水地区を除く)小規模水道、柵水地区簡易水道の項を削る。

<改正前>

区域	加入金						
	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
伯耆町水道							
簡易水道(柵水地区除く)	108,000	162,000	216,000	270,000	324,000	540,000	町長が定める額
小規模水道							
柵水地区簡易水道	194,400	216,000	270,000	432,000	756,000	1,080,000	町長が定める額

●水道加入金の特例の廃止

平成14年度以降に新たに水道施設を整備された地区の水道加入金については、13mm 108,000円→362,000円、20mm 162,000円→411,000円としていたものを統一する。

(対象地区)

(旧)船福地区簡易水道:船越、福吉、福島、三部一区の一部
(旧)畑池地区簡易水道:畑池の一部(森脇除く)
(旧)未普及地域:大倉、大原、大坂、焼杉、藤屋、須鎌、根雨原(下)

<改正後>

区域	加入金						
	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
伯耆町水道	108,000	162,000	216,000	270,000	324,000	540,000	町長が定める額

その他関係廃止及び改正条例

- 伯耆町簡易水道事業基金条例 廃止
- 伯耆町簡易水道等施設事業分担金徴収条例 廃止
- 伯耆町特別会計条例 改正(簡易水道事業会計の廃止)
- 伯耆町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例 改正(簡易水道事業に係る規定を削除)

3. 施行期日 平成28年4月1日